



住宅用火災警報器の設置義務とご注意

【住宅用火災警報器の設置について】

すでにUSAGI通信 No.303 でお知らせいたしましたが、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。本件について、ご注意していただきたい事項が2点ございます。

【設置の義務は誰？】

1点目は設置の義務は誰にあるかということです。物件を利用している入居者でしょうか？それとも物件を所有しているオーナー様でしょうか？

答えは、**オーナー様に取り付け義務**があります。

○設置の義務の無知に付け込んだ悪徳商法が出てきています！

最近、入居者のメールBOXに住宅用火災警報器の共同購入を持ちかけるチラシを投函されている物件があるようです。取り付け義務のない入居者を狙った悪徳商法です。入居者が被害にあう前に早めに設置をお願いします。

【設置する火災警報器の種類は？】

2点目は設置する火災警報器の種類です。寝室やリビングなどの部屋は火を使いませんので、**煙感知による火災警報器**を設置します。台所は火を使いますので**熱感知による火災警報器**を設置します。（*設置は各部屋に必要です）



煙感知式火災警報器



熱感知式火災警報器



リフォーム&原状回復

COM GHコミュニティ

詳しいご説明とお見積もりは ⇒ TEL:075-465-4000 2007.7.25